



# 三重県公報

平成29年12月19日（火）

第 2965 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)               | (題 名)                                                                          | (担当)                            | (頁) |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|
| <b>告 示</b>         |                                                                                |                                 |     |
| 841                | 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定                                                | ( 地 域 福 祉 課 )                   | 2   |
| 842                | 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出                                                  | ( 同 )                           | 2   |
| 843                | 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出                                                   | ( 同 )                           | 2   |
| 844                | 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出                                                   | ( 同 )                           | 3   |
| 845                | 生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定                                               | ( 同 )                           | 3   |
| 846                | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定  | ( 同 )                           | 3   |
| 847                | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出    | ( 同 )                           | 4   |
| 848                | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出     | ( 同 )                           | 4   |
| 849                | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出     | ( 同 )                           | 4   |
| 850                | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定 | ( 同 )                           | 4   |
| 851                | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定                   | ( 障 が い 福 祉 課 )                 | 5   |
| 852                | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出                                                  | ( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 ) | 5   |
| <b>公 告</b>         |                                                                                |                                 |     |
|                    | 公共測量を実施する旨の通知                                                                  | ( 公 共 用 地 課 )                   | 7   |
|                    | 開発行為に関する工事の完了                                                                  | ( 建 築 開 発 課 )                   | 7   |
| <b>特 定 調 達 公 告</b> |                                                                                |                                 |     |
|                    | 一般競争入札を行う旨                                                                     | ( 鈴 鹿 地 域 防 災 総 合 事 務 所 )       | 8   |
|                    | 落札者を決定した旨                                                                      | ( 教 育 委 員 会 )                   | 14  |

|     |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

## 三重県告示第 841 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称          | 所在地                     | 指定年月日            |
|--------------------|-------------------------|------------------|
| 三重呼吸器アレルギー・内科クリニック | 四日市市高角町 1563-4          | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 津市応急クリニック          | 津市西丸之内 37 番 8 号         | 平成 29 年 4 月 1 日  |
| 吉田医院               | 鳥羽市高丘町 6-43             | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| いしがみ整形外科           | 志摩市阿児町鶴方字野田 2420-6      | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 志田歯科               | 松阪市白粉町 331-13           | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| V・drug ながしま調剤薬局    | 桑名市長島町押付字小六 525-7       | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| スギ薬局 鈴鹿寺家店         | 鈴鹿市寺家町字新改 1521 番地の 1    | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| ほほえみ柳山薬局           | 津市船頭町津興 3391            | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 高茶屋薬局              | 津市高茶屋 5 丁目 11-46        | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 白塚薬局               | 津市白塚町 3385-1 平和ビル 102 号 | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| すこやか薬局             | 伊勢市浦口 4 丁目 2-19         | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 訪問看護事業所 ケアヒルズ桑名    | 桑名市大字江場 49 番            | 平成 29 年 10 月 1 日 |

## 三重県告示第 842 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称       | 所在地                | 変更後の名称等                      | 変更年月日            |
|-----------------|--------------------|------------------------------|------------------|
| 小林薬局            | 桑名市大山田 1 丁目 7-11   | さくら薬局 桑名大山田店                 | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 名張保険薬局          | 名張市百合が丘西 1-151     | なの花薬局名張市立病院前店                | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 訪問看護ステーションれんげの里 | 桑名市大字蓮花寺 644 番地 53 | 桑名市大字蓮花寺 825 番地 33           | 平成 29 年 9 月 1 日  |
| 訪問看護ステーション「ハイジ」 | 松阪市嬉野中川町 40 番 4 号  | 松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

## 三重県告示第 843 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称   | 所在地               | 廃止年月日             |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 津市夜間成人応急診療所 | 津市西丸之内 23 番 1 号   | 平成 29 年 3 月 31 日  |
| 小山歯科クリニック   | 松阪市中万町 40-12      | 平成 29 年 9 月 28 日  |
| ながしま調剤薬局    | 桑名市長島町押付字小六 525-7 | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| ほほえみ柳山薬局    | 津市船頭町津興 3391      | 平成 29 年 10 月 31 日 |

|        |                         |                   |
|--------|-------------------------|-------------------|
| 高茶屋薬局  | 津市高茶屋 5 丁目 11-46        | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| 白塚薬局   | 津市白塚町 3385-1 平和ビル 102 号 | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| すこやか薬局 | 伊勢市浦口 4 丁目 2-19         | 平成 29 年 10 月 31 日 |

## 三重県告示第 844 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定介護機関の名称                   | 所在地               | 申請（開設）者名          | 申請（開設）者の主たる事務所の所在地        | 事業（サービス）の種類    | 廃止年月日                |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|----------------|----------------------|
| アサヒサンクリー<br>ン在宅介護センター<br>鈴鹿 | 鈴鹿市西条四丁目 25<br>番地 | アサヒサンクリー<br>ン株式会社 | 静岡県静岡市葵区本<br>通十丁目 8 番地の 1 | 訪問入浴介護         | 平成 29 年<br>11 月 30 日 |
| アサヒサンクリー<br>ン在宅介護センター<br>鈴鹿 | 鈴鹿市西条四丁目 25<br>番地 | アサヒサンクリー<br>ン株式会社 | 静岡県静岡市葵区本<br>通十丁目 8 番地の 1 | 介護予防訪問<br>入浴介護 | 平成 29 年<br>11 月 30 日 |

## 三重県告示第 845 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称    | 所在地                               | 指定年月日             |
|--------|-----------|-----------------------------------|-------------------|
| 吉永 猛   | ときわ接骨院    | 四日市市ときわ二丁目 10-1                   | 平成 29 年 11 月 6 日  |
| 天野 千栄  | エーエス整骨院   | 四日市市富田一色町 29-36                   | 平成 29 年 11 月 1 日  |
| 山中 拓也  | やまなか鍼灸治療院 | 鈴鹿市桜島町七丁目 10-1 ベ<br>ルウッドC棟 102 号室 | 平成 29 年 11 月 13 日 |

## 三重県告示第 846 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称          | 所在地                     | 指定年月日            |
|--------------------|-------------------------|------------------|
| 三重呼吸器アレルギー・内科クリニック | 四日市市高角町 1563-4          | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 津市応急クリニック          | 津市西丸之内 37 番 8 号         | 平成 29 年 4 月 1 日  |
| 吉田医院               | 鳥羽市高丘町 6-43             | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| いしがみ整形外科           | 志摩市阿児町鶴方字野田 2420-6      | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 志田歯科               | 松阪市白粉町 331-13           | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| V・drug ながしま調剤薬局    | 桑名市長島町押付字小六 525-7       | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| スギ薬局 鈴鹿寺家店         | 鈴鹿市寺家町字新改 1521 番地の 1    | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| ほほえみ柳山薬局           | 津市船頭町津興 3391            | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 高茶屋薬局              | 津市高茶屋 5 丁目 11-46        | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 白塚薬局               | 津市白塚町 3385-1 平和ビル 102 号 | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| すこやか薬局             | 伊勢市浦口 4 丁目 2-19         | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 訪問看護事業所 ケアヒルズ桑名    | 桑名市大字江場 49 番            | 平成 29 年 10 月 1 日 |

## 三重県告示第 847 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称       | 所在地                | 変更後の名称等                      | 変更年月日            |
|-----------------|--------------------|------------------------------|------------------|
| 小林薬局            | 桑名市大山田 1 丁目 7-11   | さくら薬局 桑名大山田店                 | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 名張保険薬局          | 名張市百合が丘西 1-151     | なの花薬局名張市立病院前店                | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 訪問看護ステーションれんげの里 | 桑名市大字蓮花寺 644 番地 53 | 桑名市大字蓮花寺 825 番地 33           | 平成 29 年 9 月 1 日  |
| 訪問看護ステーション「ハイジ」 | 松阪市嬉野中川町 40 番 4 号  | 松阪市嬉野中川町 832-1 ベルリード嬉野 105 号 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

## 三重県告示第 848 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称   | 所在地                     | 廃止年月日             |
|-------------|-------------------------|-------------------|
| 津市夜間成人応急診療所 | 津市西丸之内 23 番 1 号         | 平成 29 年 3 月 31 日  |
| 小山歯科クリニック   | 松阪市中万町 40-12            | 平成 29 年 9 月 28 日  |
| ながしま調剤薬局    | 桑名市長島町押付字小六 525-7       | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| ほほえみ柳山薬局    | 津市船頭町津興 3391            | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| 高茶屋薬局       | 津市高茶屋 5 丁目 11-46        | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| 白塚薬局        | 津市白塚町 3385-1 平和ビル 102 号 | 平成 29 年 10 月 31 日 |
| すこやか薬局      | 伊勢市浦口 4 丁目 2-19         | 平成 29 年 10 月 31 日 |

## 三重県告示第 849 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定介護機関の名称           | 所在地            | 申請（開設）者名      | 申請（開設）者の主たる事務所の所在地    | 事業（サービス）の種類 | 廃止年月日             |
|---------------------|----------------|---------------|-----------------------|-------------|-------------------|
| アサヒサンクリーン在宅介護センター鈴鹿 | 鈴鹿市西条四丁目 25 番地 | アサヒサンクリーン株式会社 | 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8 番地の 1 | 訪問入浴介護      | 平成 29 年 11 月 30 日 |
| アサヒサンクリーン在宅介護センター鈴鹿 | 鈴鹿市西条四丁目 25 番地 | アサヒサンクリーン株式会社 | 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8 番地の 1 | 介護予防訪問入浴介護  | 平成 29 年 11 月 30 日 |

## 三重県告示第 850 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定

しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称    | 所在地                          | 指定年月日             |
|--------|-----------|------------------------------|-------------------|
| 吉永 猛   | ときわ接骨院    | 四日市市ときわ二丁目 10-1              | 平成 29 年 11 月 6 日  |
| 天野 千栄  | エーエス整骨院   | 四日市市富田一色町 29-36              | 平成 29 年 11 月 1 日  |
| 山中 拓也  | やまなか鍼灸治療院 | 鈴鹿市桜島町七丁目 10-1 ベルウッドC棟 102号室 | 平成 29 年 11 月 13 日 |

### 三重県告示第 851 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称             | 所在地                     | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日            |
|---------|---------------------|-------------------------|-------------|---------------|------------------|
| 薬局      | つつお調剤薬局             | 桑名市筒尾 6 丁目 10-3         |             | 薬局            | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 薬局      | さんあい薬局株式会社<br>ハンター店 | 鈴鹿市算所 2 丁目 5 番 1 号      |             | 薬局            | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 薬局      | エール調剤薬局 Fuji        | 四日市市高角町 1564-6          |             | 薬局            | 平成 29 年 12 月 1 日 |
| 薬局      | 白塚薬局                | 津市白塚町 3385-1 平和ビル 102 号 |             | 薬局            | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 薬局      | すこやか薬局              | 伊勢市浦口 4 丁目 2-19         |             | 薬局            | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 薬局      | 高茶屋薬局               | 津市高茶屋 5-11-46           |             | 薬局            | 平成 29 年 11 月 1 日 |
| 薬局      | ほほえみ柳山薬局            | 津市船頭町津興 3391            |             | 薬局            | 平成 29 年 11 月 1 日 |

### 三重県告示第 852 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン鈴鹿  
鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ロックタウン鈴鹿  
(変更後) イオンタウン鈴鹿
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称            | 住所                | 代表者の氏名 |
|---------------|-------------------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 若林 辰雄  |

(変更後)

| 名称            | 住所                | 代表者の氏名 |
|---------------|-------------------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 池谷 幹男  |

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称                  | 住所                          | 代表者の氏名 |
|---------------------|-----------------------------|--------|
| 株式会社カーマ             | 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地           | 豊田 芳行  |
| 株式会社ユニクロ            | 山口県山口市佐山717番地1              | 柳井 正   |
| 株式会社ニトリ             | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号      | 似鳥 昭雄  |
| はるやま商事株式会社          | 岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号           | 治山 正史  |
| 株式会社エービーシー・マート      | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号            | 野口 実   |
| 株式会社ワールド            | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号        | 寺井 秀藏  |
| 株式会社ハニーズ            | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1       | 江尻 義久  |
| 株式会社ビーユー            | 大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号第2花園ビル3階 | 林田 和昭  |
| 株式会社F. O. インターナショナル | 兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号         | 小野 行由  |
| 株式会社川スミ             | 愛知県弥富市鯛浦町南前新田215番地          | 川澄 幸司  |
| 株式会社西松屋チェーン         | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地1            | 大村 禎史  |
| 株式会社セリア             | 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地             | 河合 宏光  |
| 株式会社タナカふとんサービス      | 愛知県一宮市天王一丁目4番10号            | 田中 公雄  |
| 中日興業株式会社            | 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目6番31号        | 加藤 正和  |
| 株式会社GOVリテイリング       | 東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウンタワー     | 柚木 治   |
| 森田 綾希子              | 鈴鹿市花川町107番地1                | —      |
| 株式会社タカヨシ            | 千葉県千葉市緑区古市場町461番地           | 高品 政明  |
| 株式会社プレステージ          | 鳥羽市堅神町855番地1                | 吉崎 昌宏  |

(変更後)

| 名称             | 住所                     | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------------|--------|
| コーナン商事株式会社     | 大阪府堺市西区鳳東町六丁目637番地1号   | 疋田 直太郎 |
| 株式会社ユニクロ       | 山口県山口市佐山717番地1         | 柳井 正   |
| 株式会社ニトリ        | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号  | 白井 俊之  |
| はるやま商事株式会社     | 岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号      | 治山 正史  |
| 株式会社エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 野口 実   |
| 株式会社ワールド       | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号   | 上山 健二  |
| 株式会社ハニーズ       | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1  | 江尻 英介  |
| 安田 健一          | 鈴鹿市御菌町2398番地           | —      |
| 有限会社ソリッド       | 広島県広島市安佐南区高取南三丁目19番10号 | 平野 一貴  |

|                 |                           |       |
|-----------------|---------------------------|-------|
| 株式会社川スミ         | 愛知県弥富市鯛浦町南前新田 215 番地      | 川澄 幸司 |
| 株式会社西松屋チェーン     | 兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1       | 大村 禎史 |
| 株式会社大創産業        | 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号  | 矢野 博文 |
| 株式会社タナカふとんサービス  | 愛知県一宮市天王一丁目 4 番 10 号      | 田中 公雄 |
| 株式会社インテリアアーティスト | 静岡県袋井市川井 68 番地の 1         | 吉野 滋将 |
| 株式会社ジーユー        | 山口県山口市佐山 717 番地 1         | 柚木 治  |
| アクオ株式会社         | 愛知県清須市西枇杷島町古城二丁目 3 番 2 号  | 森 慎太郎 |
| 株式会社タカヨシ        | 千葉県千葉市緑区古市場町 461 番地       | 高品 政明 |
| 藤久株式会社          | 愛知県名古屋市長区高社一丁目 210 番地     | 後藤 薫徳 |
| 株式会社しまむら        | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号 | 野中 正人 |

## 3 変更年月日

- 2 (1) 平成 23 年 9 月 1 日
- 2 (2) 平成 28 年 4 月 1 日
- 2 (3) 平成 29 年 9 月 29 日

## 4 変更理由

- 2 (1) 大規模小売店舗の名称を変更したため
- 2 (2) 建物設置者の代表者名を変更したため
- 2 (3) 小売業者の退店、入替及び住所、代表者が変更となったため

## 5 届出の日

平成 29 年 12 月 4 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 12 月 19 日から平成 30 年 4 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

|     |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 3 月 16 日まで

## 3 作業地域

桑名市

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日              | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                       | 許可を受けた者の住所及び氏名                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 平成 29 年<br>11 月 27 日 | いなべ市員弁町北金井字富山 1586-3 ほか 1 筆及び<br>員弁町畑新田字三反丸 815-4 ほか 1 筆 | 三重郡朝日町大字埋縄 1018-36<br>有限会社宏和産業<br>代表取締役 水 谷 智         |
| 平成 29 年<br>12 月 1 日  | 度会郡玉城町野篠字やなせ 508-1 の一部                                   | 伊勢市上地町 1506-4<br>長 野 公 紀                              |
| 平成 29 年<br>12 月 1 日  | 三重郡朝日町大字縄生字五福田 1924-1                                    | 三重郡朝日町大字縄生 838-1<br>栗 田 しず子                           |
| 平成 29 年<br>12 月 7 日  | 名張市朝日町 1237-1 ほか 3 筆                                     | 奈良県橿原市北妙法寺町 178<br>濱 田 甚三郎<br>奈良県香芝市狐井 597<br>田 中 節 子 |
| 平成 29 年<br>12 月 8 日  | 伊勢市小俣町本町 780-1 の一部ほか 2 筆                                 | 多気郡明和町大字有爾中 212-1<br>有限会社ホームタウン<br>代表取締役 東 谷 泰 介      |

### 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成 29～32 年度 三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日（水）までとします。

ただし、契約の履行期間は、平成 30 年 3 月 31 日（土）から平成 33 年 3 月 31 日（水）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

三重県鈴鹿市西条 5 丁目 117 地内

##### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又

は第 8 号のいずれか、かつ、第 5 号及び第 7 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 ㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務の通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。

キ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。

ク 警備業務の実施体制のうち、1 名以上は警備業法による施設警備業務検定 1 級又は 2 級の資格を有する者であること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本件入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本件入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 30 年 1 月 17 日（水）12 時までに、調達システムにより本件入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本件入札に参加する場合にあっては 14 に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。）

(5) 2(2)ケを確認できる書類

### 5 技術提案書の作成について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

(2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。

(3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 300 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。

(4) 正本、副本ともに、目次、ページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。

(5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。

(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

(8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術

提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることにはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

- ア 建築物環境衛生管理技術者
- イ ビルクリーニング技能士
- ウ 清掃作業監督者
- エ 施設警備業務検定 1 級
- オ 施設警備業務検定 2 級

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数及び配置予定警備員の実務経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることにはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び次の(2)から(4)までに掲げる方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点が 0 点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。

#### 7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### 8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きて記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、14に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

(12) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成30年1月9日（火）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成30年1月11日（木）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成30年1月17日（水）12時までに調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成30年1月26日（金）17時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

平成30年1月29日（月）から同年2月2日（金）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先面に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は平成30年2月9日（金）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

平成 30 年 2 月 14 日（水）10 時まで、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 30 年 2 月 5 日（月）から同月 14 日（水）10 時までまでに、指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

(指定する郵便局) 三重県鈴鹿市西条 4 丁目 96 番地 鈴鹿郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：513-8799

指定する郵便局の住所：三重県鈴鹿市西条 4 丁目 96 番地

指定する郵便局：鈴鹿郵便局留め

受取人：三重県鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課

案件名：三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 2 月 14 日（水）10 時 30 分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14 に掲げる所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成 30 年 2 月 16 日（金）17 時まで、4(2)から(5)までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5 丁目 117

三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室総務生活課 担当 矢田

電話 059-382-9785 ファクシミリ 059-382-9792

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning and Security Service of Suzuka Bureau Building of Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Wednesday, February 14, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 5, 2018 and 10:00 A.M. on Wednesday, February 14, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Wednesday, February 14, 2018.

(4) Managing Authority:

Suzuka Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
5-117 Nishijo, Suzuka city, Mie, 513-0809, Japan  
TEL:059-382-9785

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について300点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札候補の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

## 【別表】

| 評価区分 | 評価項目           |              | 評価点 |     |
|------|----------------|--------------|-----|-----|
|      | 大項目            | 中項目          | 大項目 | 中項目 |
| 価格評価 | 価格要件           | 調査基準価格との比較   | 300 | 300 |
| 技術評価 | 技術要件<br>(清掃業務) | 研修体制         | 100 | 18  |
|      |                | 履行体制及び品質保証取組 |     | 60  |
|      |                | 苦情処理         |     | 5   |
|      |                | 検査体制         |     | 10  |
|      |                | 顧客満足度向上への取組  |     | 7   |
|      | 技術要件<br>(警備業務) | 研修体制         | 100 | 18  |
|      |                | 履行体制         |     | 60  |
|      |                | 苦情処理         |     | 5   |
|      |                | 検査体制         |     | 10  |
|      |                | 顧客満足度向上への取組  |     | 7   |
|      | 企業要件           | 契約実績         | 60  | 20  |
|      |                | 従業員の雇用       |     | 20  |
|      |                | 地域社会貢献度      |     | 20  |
|      | 全般             | 業務の取組姿勢      | 40  | 40  |
| 合 計  |                |              | 600 | 600 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年12月19日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 特定役務の名称 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ）の購入（1台）
- 2 担 当 部 局 津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 落 札 決 定 日 平成29年11月29日
- 4 落 札 者 三重県津市垂水字中境505番地  
三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 川村 則之
- 5 落 札 金 額 入札価格 36,282,140円  
契約金額 36,282,140円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成29年9月26日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---